

郵政民営化委員会
ご説明資料

2018年3月23日

一般社団法人全国地方銀行協会

基本認識

【郵政民営化法(抜粋)】

第2条(基本理念)

「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、
「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」



この趣旨を踏まえて、郵政民営化を進めるためには、次の4つの視点が重要。

公正な競争条件の確保

適正な経営規模への縮小

地域との共存

利用者保護

本日、申しあげたいこと

- ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な道筋が未だに明らかにされず、民間との公正な競争条件が確保されていない状況下において、限度額規制の緩和についての議論が進められることは、極めて遺憾。現行規制を維持すべきである。
- 限度額規制の緩和、特に弊害の大きい通常貯金の対象外化は、民業圧迫であるのみならず、国民の安定的な資産形成や地域活性化にもマイナスであり、強く反対する。理由は以下のとおり。
 1. 民間金融機関との連携・協調を止める
 2. 将来の資金シフトを招く
 3. 民間金融機関の為替手数料収入を圧迫
 4. 「貯蓄から資産形成へ」に逆行
 5. 民営化の流れを阻害
 6. ゆうちょ銀行のビジネスモデルと不整合

1. 民間金融機関との連携・協調を止める

- ここ数年、ゆうちょ銀行と地域金融機関とは、信頼関係の中で、連携・協調を進めてきており、地方創生に貢献している。
- 限度額規制の見直しは、その連携・協調の動きを止める。
- 地域経済の活性化、地方創生推進の観点から決して望ましくない。

ファンドへの共同出資

「MBC試作ファンド」(京都銀行)(2017.11)

「みやこ京大イノベーションファンド」(京都銀行、池田泉州銀行)(2017.11)

「九州せとうちポテンシャルバリューファンド」(山口銀行、北九州銀行、十八銀行)(2017.10)

「九州広域復興支援ファンド」(福岡銀行、筑邦銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、佐賀銀行、十八銀行、親和銀行、肥後銀行、大分銀行、宮崎銀行、鹿児島銀行)(2016.7)

「KFG地域企業応援ファンド」(肥後銀行、鹿児島銀行)(2016.11)

「みちのく地域活性化ファンド」(みちのく銀行)(2018.3)

「とうほう事業承継ファンド」(東邦銀行)(2017.8)

「中部・北陸地域活性化ファンド」(大垣共立銀行、三重銀行)(2017.4)

「しがぎん本業支援ファンド」(滋賀銀行)(2017.6)

ATM関連

ATM提携(全64行)

海外発行カード対応のゆうちょATMを本店に設置(荘内銀行)(2017.7)

郵便局内に、銀行ATMを設置(宮崎銀行)(2017.7)

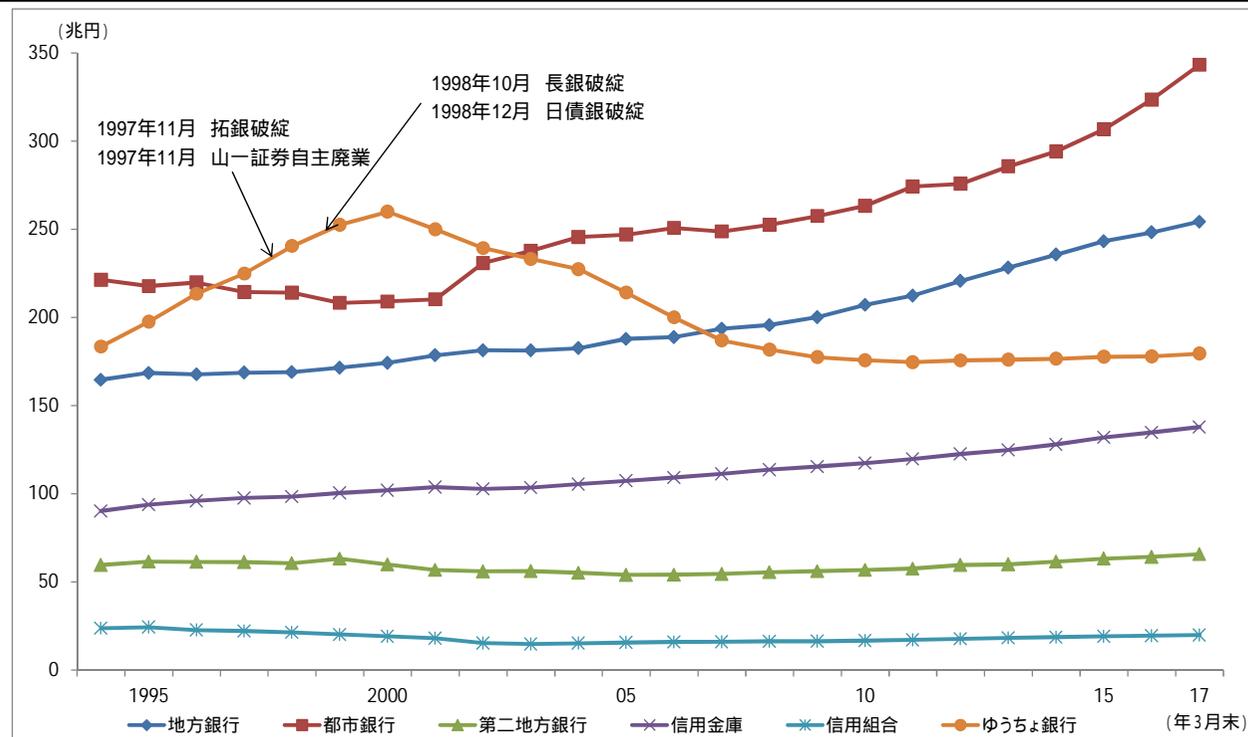
新宿郵便局に、地銀16行の利用者の通帳再発行等の受付を行う「銀行手続の窓口」を設置(2017.9)

ゆうちょ銀行と提携する住宅ローン等について、熊本地震被災者に対する金利・手数料の引下げ(スルガ銀行)(2016.7)

(出所:地方銀行各行、ゆうちょ銀行のニュースリリース)

2. 将来の資金シフトを招く

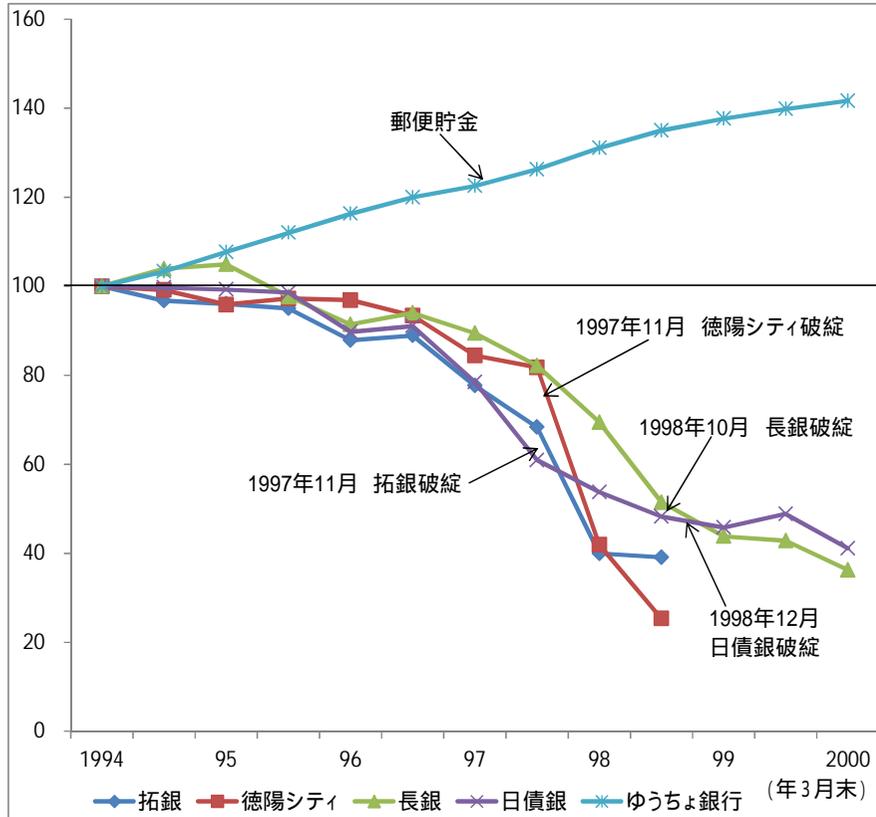
- 恒久措置である限度額規制の見直しは、金利環境や金融システム安定性の変化を勘案して検討されるべき。
- マイナス金利政策という特異な金利環境下で資金シフトが起きていないことは、恒久措置である限度額規制緩和の論拠にはならない。
- 90年代後半の金融システム不安時には、預金の全額保護の下でも、大規模な資金シフトが発生。



(出所) 日本銀行、信金中央金庫、全国信用組合中央協会、ゆうちょ銀行公表資料

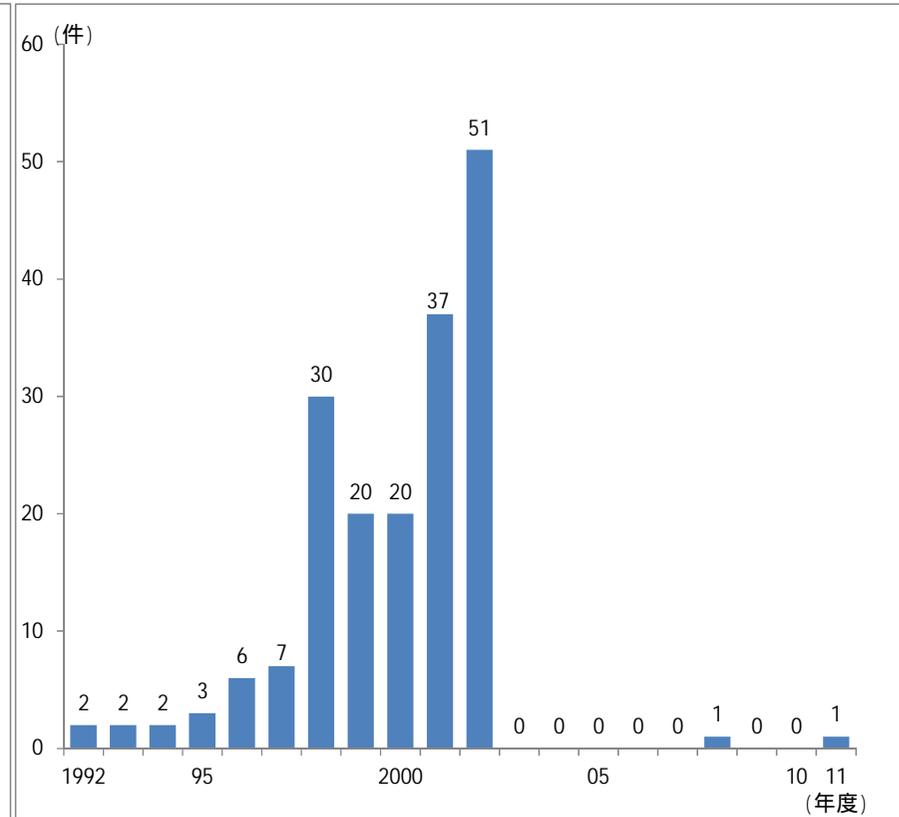
2. 将来の資金シフトを招く

金融危機時における預貯金等の動き
(1994年3月末を100とした場合)



(出所)全銀協「全国銀行財務諸表分析」より当協会作成

預金保険機構による資金援助回数



(注1) 経営破綻と救済金融機関等への資金援助には半年～2年程度のタイムラグがある。

- ・北海道拓殖銀行...1997年11月に経営破綻、1998年11月に資金援助
- ・徳陽シティ銀行...1997年11月に経営破綻、1998年10月に資金援助
- ・秋田中央信用組合...2001年11月に経営破綻、2002年7月に資金援助

(注2) 日本長期信用銀行・日本債券信用銀行は、資産買取と資金援助の2回についてカウント。

(出所) 預金保険機構「平成28年度預金保険機構年報」

(ご参考) 預金保険制度の変遷

	1971年 7月～	1974年 6月～	1986年 7月～	1996年 6月～	2002年 4月～	2003年 4月～	2005年 4月～	
当座預金 普通預金 別段預金	元本 100万円 まで	元本 300万円 まで	元本 1,000万円 まで	全額保護	全額保護	全額保護	全額保護	決済用預金 (無利息、要求 払い)
定期預金 定期積金等								

特別公的管理制度の導入(1998年10月)

特別公的管理制度

- ・破綻が大きな悪影響を及ぼす銀行を一時国有化する仕組み(金融再生法第6章に規定)。
- ・日本長期信用銀行(1998年10月)、日本債券信用銀行(1998年12月)に適用。
- ・2001年までの時限措置。

特別危機管理制度の導入(2001年4月)

特別危機管理制度

- ・特別公的管理制度が2001年3月で終了することを受け、預金保険法に同様の制度を新設(預保法102条第1項第3号に規定)。
- ・足利銀行(2003年11月)に適用。

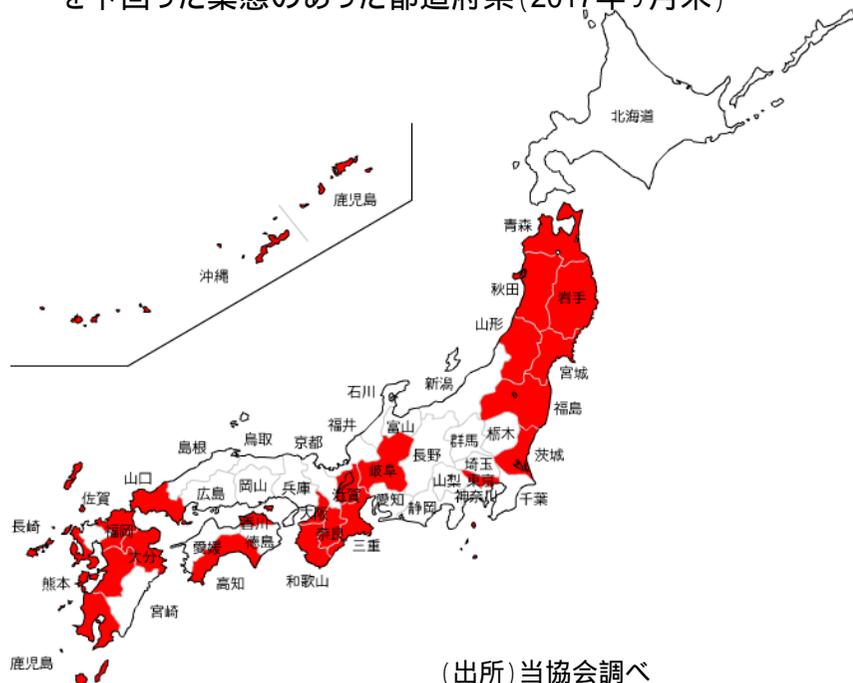
2. 将来の資金シフトを招く

□ 先行き、地域金融システムは不安定化しかねない。

- 地域金融機関が共通かつ慢性的なストレスに直面し続けるもとの、収益源の多様化や需要対比での資源投入の適正化が行われないうまま、競争激化が続く場合、中長期的には多くの金融機関の資金吸収力が同時に損なわれるというかたちで、システミックリスクが形成されかねない。(日本銀行「金融システムレポート」(2017年10月))

□ 現時点でも、ゆうちょ銀行の伸びが民間を上回っている地域・業態が存在。

預貯金残高の伸び率(前年同期比)が、ゆうちょ銀行を下回った業態のあった都道府県(2017年9月末)



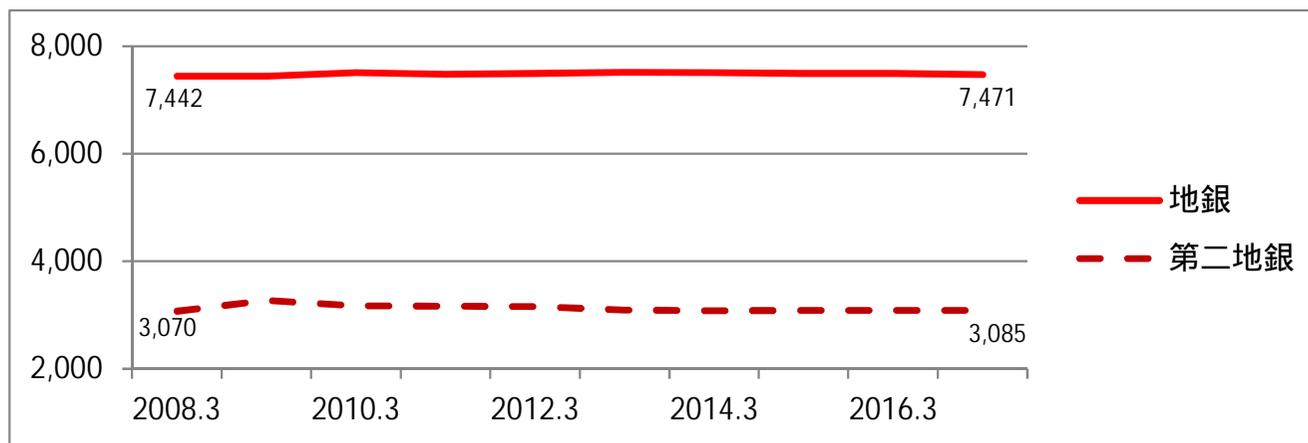
業態別×都道府県別の預貯金残高前年比(2017年9月末)

業態	都道府県	地方銀行	第二地方銀行	その他の国内銀行	信用金庫	信用組合	労働金庫	ゆうちょ銀行
青森	森	3.1	3.1	1.2	1.5	-0.5	2.3	0.4
岩手	手	1.9	-0.3	5.0	1.8	0.7	2.6	0.2
宮城	城	2.4	2.0	2.1	3.0	-4.6	-0.5	0.8
秋田	田	3.7	-5.7	10.4	-1.0	1.9	4.6	-0.1
山形	形	1.9	-1.6	3.5	3.1	1.2	4.0	-0.4
福島	島	0.2	2.7	3.4	1.0	-0.9	3.4	-0.3
茨城	城	3.5	-1.9	2.7	-0.4	0.3	2.7	0.5
東京	京	-3.2	3.2	8.9	2.4	1.5	0.7	1.3
岐阜	阜	3.5	-0.9	6.1	0.7	1.0	2.7	-0.7
三重	重	3.8	1.9	6.2	0.1	-2.1	1.2	-0.7
滋賀	賀	3.9	3.1	3.4	3.5	-1.1	-1.3	-0.3
大阪	阪	2.2	0.1	4.3	6.5	3.7	0.7	0.4
奈良	良	1.8	-1.6	3.0	2.7	-	-2.3	-0.3
和歌山	山	1.8	-2.3	3.2	2.7	4.4	2.5	-0.7
歌	歌	1.8	-2.3	3.2	2.7	4.4	2.5	-0.7
山口	口	2.1	9.1	-1.1	-1.2	3.5	1.7	-0.9
香川	川	1.8	3.7	5.1	3.6	-2.3	2.5	-0.6
高知	知	5.7	1.8	-21.3	1.8	2.9	1.7	-0.7
福岡	岡	4.8	4.5	1.5	2.3	-23.9	2.5	0.3
長崎	崎	2.9	-0.5	1.2	2.4	-0.6	2.2	0.3
熊本	本	1.0	3.6	0.5	0.6	1.5	-26.7	0.6
大分	分	2.7	2.3	-1.5	1.0	5.4	0.3	0.3
鹿児島	島	4.2	3.0	11.2	3.9	-0.5	2.0	0.1
沖縄	沖	5.7	1.2	14.9	-7.6	-	2.3	2.8

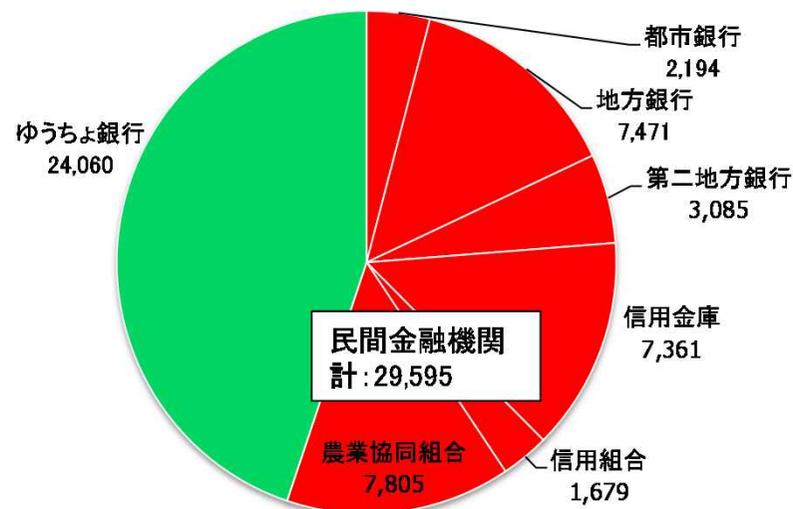
3. 民間金融機関の為替手数料収入を圧迫

□ 地域金融機関は、厳しい経営環境の下でも、店舗網の維持・充実を進めている。

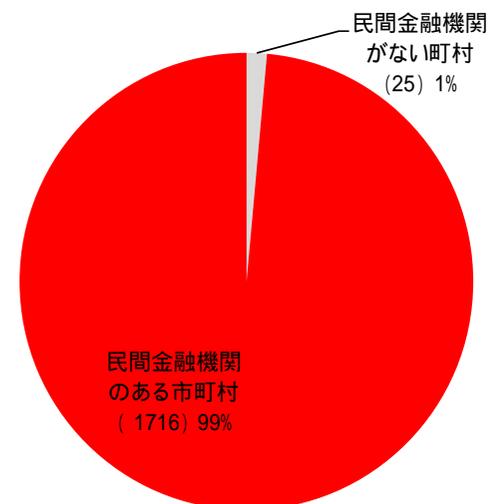
民間金融機関の店舗数の推移



民間金融機関とゆうちょ銀行の店舗の状況 (2017年3月末)



民間金融機関がない市町村の割合 (2017年12月末)

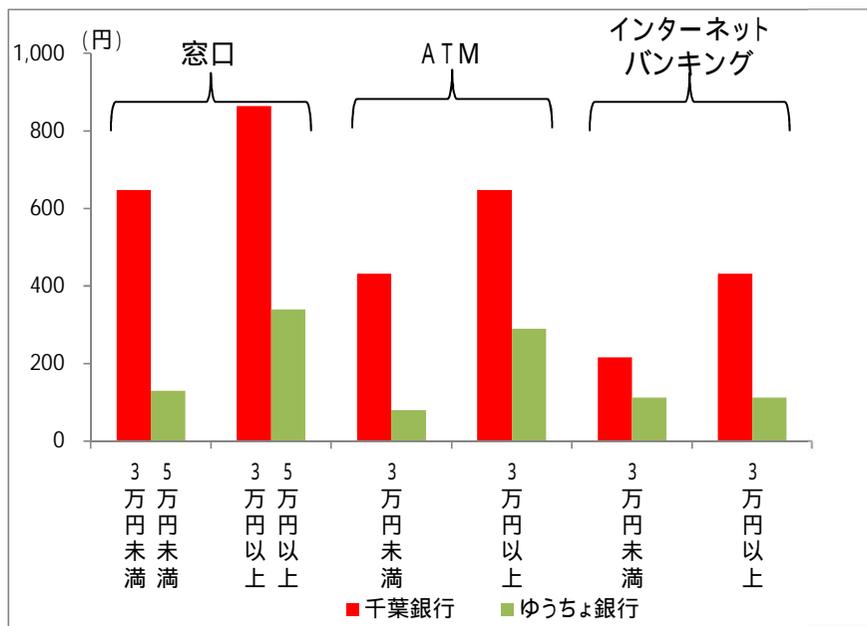


(出所: 当協会調べ。ゆうちょ銀行の店舗数には郵便局を含む。)

3. 民間金融機関の為替手数料収入を圧迫

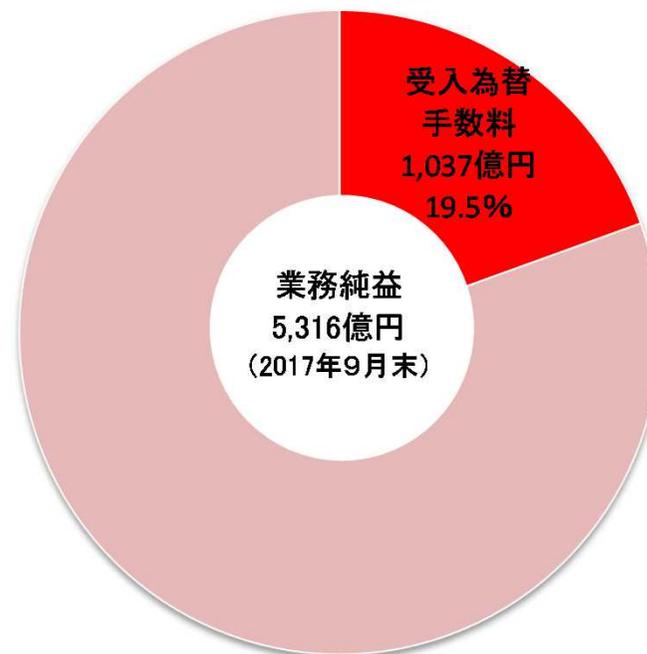
- ゆうちょ銀行は、国営時代に構築したネットワーク（郵便局網、システム）を活用して為替手数料を安価に設定。通常貯金を対象外とすれば、法人の為替取引がゆうちょ銀行にシフトする。

ゆうちょ銀行と千葉銀行の遠隔地振込の手数料の比較
 (ゆうちょ銀行は自行あて、千葉銀行は他行あて振込)



(出所: 千葉銀行、ゆうちょ銀行ホームページ)

地銀収益(業務純益)における
 為替手数料のウェイト



(出所: 当協会調べ)

- なお、法人取引の増加に伴い、ゆうちょ銀行には反社対策、マネロン対策の強化が求められる。

4. 「貯蓄から資産形成へ」に逆行

- 今回の預入限度額の見直しは、貯金への資金集中を促進するもので、「貯蓄から資産形成」への流れに逆行し、国民経済的に大きなマイナスとなる。

「未来への投資を実現する経済対策」について(2016年8月2日閣議決定)

・一億総活躍社会の実現の加速

(3) 社会全体の所得と消費の底上げ

分散投資を通じた国民の安定的な資産形成の促進

- 家計の「貯蓄から資産形成へ」という流れを政策的に後押しすべく、少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善・普及や、金融機関における顧客本位の行動の徹底等を進める。

5. 民営化の流れを阻害

□ ゆうちょ銀行の株式売却が進まない中で、限度額規制の緩和や業務範囲の拡大が認められるならば、郵政民営化法の定める株式の早期全額売却に向けたインセンティブは働かない。

【郵政民営化法の要旨】

- 日本郵政が保有するゆうちょ銀行とかんぽ生命の株式は、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする(第7条 第2項)。
- 預入限度額は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情、ゆうちょ銀行の経営状況その他の事情を勘案して政令で定める(第107条)。
- 日本郵政がゆうちょ銀行の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以降は、新規業務の認可制を届出制に変更。ただし、ゆうちょ銀行は、他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない(第110条の2)。
- 内閣総理大臣および総務大臣は、日本郵政がゆうちょ銀行の株式の2分の1以上を処分した後、預入限度額規制や新規業務規制等を適用しなくても、ゆうちょ銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係および利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、郵政民営化委員会の意見を聞いたうえで、その旨を決定(第105条)。

(ご参考) 郵政民営化の進捗と、限度額規制・業務範囲規制の緩和状況

年月		民営化進捗状況	日本郵政のゆうちょ銀行株式保有比率 (カッコ内は議決権保有割合)	ゆうちょ銀行の業務範囲拡大の動き
2007年	10月	✓ 日本郵政グループスタート	100% (100%)	✓ シンジケートローン(参加型)、SPCへの貸付、有価証券の売買・貸付等の認可申請(2007年12月認可取得)
	12月		↓	✓ クレジットカード業務、住宅ローンの代理業等の認可申請(2008年4月認可取得)
2012年	9月			✓ 個人向け貸付け、損害保険募集、法人向け貸付けの認可申請(2017年3月取下げ)
2014年	9月	✓ ゆうちょ銀行自己株式取得	83.3% (100%)	
2015年	11月	✓ 日本郵政グループ3社上場	74.2% (89.0%)	
2016年	4月		↓	✓ 預入限度額引上げ(1,000万円 1,300万円)
2017年	3月			✓ 口座貸越による貸付業務、資金運用関連業務、銀行業付随業務の認可申請(2018年6月認可取得)
	9月	✓ 日本郵政株の二次売却		

6. ゆうちょ銀行のビジネスモデルと不整合

- ゆうちょ銀行が機関投資家を目指すという方向性は適切なものと評価。
- そのためには、的確なリスク管理態勢の下、機動的な資産運用を行えるような、規模のコントロールが必要。

ゆうちょ銀行は、「『本邦最大級の機関投資家』として、巨大な国際金融市場で、適切なリスク管理のもと、運用の高度化・多様化を推進し、安定的収益を確保」することを目標としている。(ゆうちょ銀行「ディスクロージャー誌」より)

「バランスシートの規模」

経営の健全性を確保する観点から厳格な資産負債管理(以下「ALM」という。)が求められることは当然であり、上場後は市場からの厳しい監視の下に置かれることとなる。(「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見」(2015年12月))

- 通常貯金の規制対象外化は、自己制御不可能な資金流入経路を開き、規模のコントロールは困難化。
- 仮に限度額規制が緩和され、ゆうちょ銀行の貯金残高が増加した場合、現在のマイナス金利政策下では同行の収益圧迫要因となる。